

平成二十二年法律第四十二号
P.T.A・青少年教育団体共済法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 共済事業（第三条・第十六条）
- 第三章 監督（第十七条・第二十条）
- 第四章 雜則（第二十一条・第二十五条）
- 第五章 罰則（第二十六条・第二十八条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、P.T.A及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もつて青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「P.T.A」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)及び就学前の児童生徒等若しくは青少年の健康の保持増進に関する事業を行うことを目的とする一般社団法人であつてP.T.A若しくは青少年教育団体(以下「一般社団法人等」という。)であるもの又は児童生徒等若しくは青少年の健

(認可)

</

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした共済団体の理事又は監事は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十条第一項、第十一項、第十二条、第十

三条又は第十五条の規定に違反したとき。

三 第十九条第一項又は第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めるなどを含む。）に違反したとき。

四 第二十二条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（準備金に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日から起算して七年を経過するまでの間における第七条第五号の規定の適用については、同号中「七千万円」とあるのは、「五百万円」とする。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。（調整規定）

第五条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第二十条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第四条第四項第一号の規定の適用については、同号中「第七条第一項」とあるのは、「第六条第二項」とする。

附 則 （平成二三年五月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定（公布の日

附 則 （平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の三、

三百六十七条の二、三百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。